

〇にかほ市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成17年10月1日

訓令第47号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するため結成される共同企業体

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事で技術的難度の高い工事とする。

- (1) 工事費がおおむね1.5億円以上の橋梁、トンネル、ダム、下水道、港湾等の土木工事
- (2) 工事費がおおむね2億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね1億円以上の設備工事

2 前項の規定にかかわらず、特殊工法を要する等により市内業者への建設技術の移転促進、又は技術力の向上及び高度化を図る目的として行う工事、又は研究開発型、実験型工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、原則として2社又は3社とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次条の構成員の資格を満たす者による組合せとし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、原則として次の要件を満たす者とする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第1号の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) すべての構成員が当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(出資比率)

第8条 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であるものとする。

(代表者要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大の施工能力を有するものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第10条 特定建設工事共同企業体は、第7条の要件を満たす者による自主結成とする。

(入札公告)

第11条 市長は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめその旨及び構成員の資格等に関する事項その他入札について必要な事項を公告するものとする。

2 前項の公告は、にかほ市公告式条例（平成17年にかほ市条例第4号）に規定する掲示場の掲示により行うほか、公告の概要について市広報等により行うものとする。

(資格申請)

第12条 入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 同種工事の施工実績（様式第3号）

(4) 配置予定技術者の資格及び工事経歴（様式第4号）

（資格認定）

第13条 市長は、前条の書類の提出があったときは、速やかに審査を行い、適格な特定建設工事共同企業体を有資格者として認定するものとする。

（存続期間）

第14条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、入札の結果、にかほ市が契約を締結した特定建設工事共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象工事の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

（共同企業体編成表）

第15条 契約企業体は、請負契約締結後速やかに共同企業体編成表（様式第5号）を提出しなければならない。

（結成等に関する報告）

第16条 工事を所管する部長は、特定建設工事共同企業体が結成された場合は、特定建設工事共同企業体結成名簿（様式第6号）により建設部長に報告するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

（対象工事）

第17条 経常建設共同企業体の対象工事は、一般土木工事及び建築一式工事とし、当該経常建設共同企業体が格付された等級に対応する工事は、にかほ市建設工事請負業者選定要綱（平成17年にかほ市告示第60号）別表第1の等級別発注標準表による発注金額の規模の工事とする。

（構成員数）

第18条 経常建設共同企業体の構成員数は、2社とする。

（構成員の組合せ）

第19条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、にかほ市建設工事請負業者選定要綱第3条の規定による等級格付のあるもので、同一等級に属し、にかほ市内に主たる営業所を有する建設業者の組合せでなければならない。

（構成員の要件）

第20条 経常建設共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 格付工種に対応する許可業種につき、建設業法第3条第1項第1号の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 当該格付工種については、元請として一定以上の実績を有すること。
- (3) すべての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任となることができる者で国家資格を有するものが存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

(出資比率)

第21条 各構成員の出資比率は、10分の4以上であるものとする。

(代表者要件)

第22条 代表者は、構成員において決定されたものとする。

(結成方法)

第23条 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(資格申請)

第24条 経常建設共同企業体の資格審査を受けようとする者は、審査を受けようとする年の3月1日から3月31日までに、次の書類を市長に提出するものとする。ただし、秋田県建設工事入札参加資格審査の年においては、4月1日から4月30日までとする。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第7号）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（様式第8号の1及び様式第8号の2）
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書写し（申請時直近のもの）
- (4) 各構成員の保有技術者調書（様式第9号）

2 一の建設業者が前項に規定する資格審査申請を行うことができる経営建設共同企業体の数は、一とするものとする。

(資格審査)

第25条 経常建設共同企業体の資格審査は、にかほ市建設工事請負業者選定要綱第3条に定める事項について行うものとする。

(等級格付)

第26条 資格審査を行った結果、適格と認められる経常建設共同企業体について、別表第1により格付するものとする。ただし、有資格技術者は、別表第2に掲げる技術者資格及び人数を保有していなければならない。

2 前項の規定により、経常建設共同企業体の格付を行った場合、当該企業体の格付の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の資格審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

(共同企業体編成表)

第27条 第15条の規定は、経常建設共同企業体における契約企業体について、これを準用する。

(その他)

第28条 この訓令に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日訓令第16号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日訓令第8号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月1日訓令第15号)

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1 (第17条、第26条関係)

構成	経常建設共同企業体格付等級
格付等級B+格付等級B	A
格付等級C+格付等級C	B
格付等級D+格付等級D	C

別表第2 (第26条関係)

工種	格付	技術者資格及び人数
一般土木工事	A	1級・2級土木施工管理(土木)技士 10人以上(うち1級4人以上)
	B	1級・2級土木施工管理(土木)技士 5人以上(うち1級1人以上)
	C	1級・2級土木施工管理(土木)技士 3人以上

建築一式工事	A	1級・2級建築士又は1級・2級建築施工管理(建築)技士 10人以上(うち1級4人以上)	1
	B	1級・2級建築士又は1級・2級建築施工管理(建築)技士 人以上(うち1級1人以上)	5
	C	1級・2級建築士又は1級・2級建築施工管理(建築)技士 人以上	3

様式第1号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

にかほ市長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

㊦

構成員の所在地

商号及び代表者

㊦

構成員の所在地

商号及び代表者

㊦

構成員の所在地

商号及び代表者

㊦

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、にかほ市が発注する 建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は、次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表してにかほ市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他工事の施工に関し諸届及び諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式第2号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) にかほ市発注に係る 建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を
含む。以下単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、 建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と
称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時間及び解散の時間)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇
月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、
当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商 号

代 表 者

所 在 地

商 号

代 表 者

所 在 地

商 号

代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行う
ことを名義上明らかにした上で、にかほ市と折衝する権限並びに入札書及び見積内訳明
細書の提出、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属す
る財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事についてはにかほ市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は、変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた、別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、にかほ市及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有してしたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 建設工事共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が
記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商号
代表者

㊟

所在地
商号
代表者

㊟

所在地
商号
代表者

㊟

様式第3号(第12条関係)

同 種 工 事 の 施 工 実 績 等

会社名

工 事 名	発 注 者 名	施 工 場 所 (都道府県名)	契 約 金 額 (百万円)	施 工 年 度 及 び 工 期 (月数)	受 注 形 態	工 事 の 概 要 (規模構造形式使用機材 数量指定工法設計条件等)		
						単体・JV	単体・JV	単体・JV
					単体・JV 単体・JV 単体・JV 単体・JV			
手 持 ち 工 事 の 状 況	現在契約している工事の件数及び金額			概 要	土 木 工 事	建 築 工 事	そ の 他 工 事	
				件 数 (前年度継続工事を 含む。)				
				金 額 (当年度分の支払額 のみ)				

- 1 対象工事における工事概要と同種工事の施工実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 過去3年間の主要な該当工事について、にかほ市発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に記載すること。
JVで施工した工事については、出資比率30%以上の場合のみ施工実績として認める。
- 3 手持ち工事の状況は、市発注工事に限らず、現在契約中の工事のうち1,500万円以上(建築工事は、3,000万円)のものすべてについて記載すること。

様式第4号(第12条関係)

配置予定技術者の資格及び工事経歴

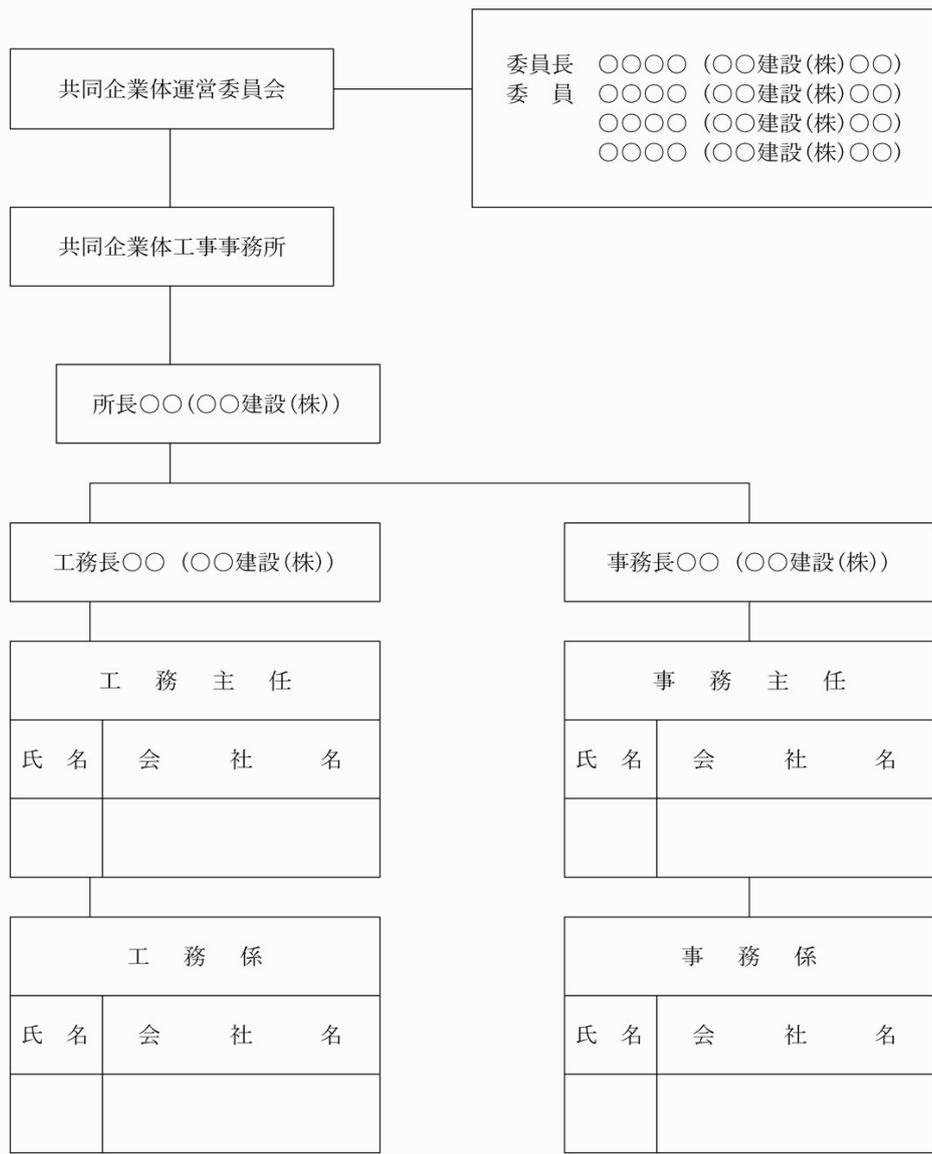
会社名

氏名	区分	所持している資格取得年及び登録番号	従事した工事の内容等						
			工事名	発注者	施工場所 都道府県名	契約金額 百万円	施工年度及び 工期(月数)	従事役職	工事概要
	主任技術者 監理技術者							主任技術者 監理技術者	
	主任技術者 監理技術者							主任技術者 監理技術者	

- 1 工事経歴については、対象工事における工事概要に類似した工事を優先して記載のこと。
- 2 過去3年間の主要な工事経歴について、にかほ市発注工事その他の公共工事及び民間工事の順に記載すること。
- 3 資格については、確認できる検定試験合格証明書等の写しを添付すること。

様式第5号(第15条関係)

〇〇建設工事共同企業体編成表



様式第6号(第16条関係)

特定建設工事共同企業体結成名簿

工事名

共同企業体名	代 表 者	構 成 員	出 資 比 率
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
〇〇建設工事 共同企業体	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%
		〇〇建設(株) 代表取締役〇〇〇〇	%

様式第7号(第24条関係)

経常建設共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

にかほ市長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

㊦

構成員の所在地

商号及び代表者

㊦

構成員の所在地

商号及び代表者

㊦

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、今後、にかほ市発注の建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は、次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表してにかほ市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他工事の施工に関し諸届及び諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式第8号の1(第24条関係)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)という。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時間及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その有効期間は、次期の定期の資格審査に基づく名簿登載の日の前日とする。ただし、有効期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することはできない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
商号
代表者

所在地
商号
代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、にかほ市と折衝する権限並びに入札及び見積書の提出、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員2社をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施行に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有してしたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか1社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商号
代表者

㊦

所在地
商号
代表者

㊦

様式第8号の2(第24条関係)

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

にかほ市発注の 工事については、 経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事についてにかほ市と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

出資の割合

%

%

上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日 (契約年月日)

経常建設共同企業体

代表者 所在地
商 号
代表者

㊟

所在地
商 号
代表者

㊟

